法の下の平等と人権

マイナンバー法が6月2日参院本会議で可決成立しました。当初の政府発表と異なり、現在でも国民の約70％しかマイナンバー登録がありません。「ポイントと健康保険証の廃止を紐づけ」という脅しをかけても、約30％の人々は狙いがなんであるかそれを恐れています。その原因はマスコミを騒がせている「人的ミスによる事務上の錯誤」によって生じている不具合だけとはいいがたいです。

しかし、不具合を追及するマスコミも肝心なところを問題にしないのはなぜか？　それは法の下の平等と人権であります。特に２０２４年秋には、この法律の成立に伴い、健康保険証がすべてマイナンバーカードに紐づけられることになります。このように、自民・公明、維新、国民民主党により暴力的に成立されました。法の下の平等と人権（国民の権利）に制限を設けたことに他なりません。健康保険証の廃止は、いかにも暴力的であります。

その手法は、憲法の定めを破壊して現行憲法の、特に人権条項を無視した「いつか来た道」（産業報国会）に誘導することに他なりません。廃止するにあたり、『資格者証』を発行するとしていますが、これも国民個人個人の申請だと投げ捨てています。さらに、医療機関では窓口負担をマイナンバーと紐づけられない患者と、負担の差別化を図ろうとしています。

まさに国民が授与すべき権利、「法の下の平等」を無視した法律の成立です。今後、全国的に「憲法違反」の訴訟も増加すると考えられます。

労働大学企画編集委員　**高井　豊治**